

令和6年度 若竹苑PDCAシート_公表用（事業計画書、事業報告書、事業実績評価）

—総括表—

◆ 事業計画

☐ 地域の現状

担当エリアの人口は13794人、高齢化率が25.86パーセント、となっている。（2023年9月現在、住民基本台帳による）。少子高齢化が進んでいる。2019年11月に羽沢横浜国大前駅が開業し、2023年3月に相鉄・東急直通線が開通した。現在、駅周辺の開発で、商業施設が新たに建設され、交通や買い物等の利便性の向上が期待される他、バリアフリー基本構想に基づいた街づくりも行われている。一方で、環境の変化への対応や、大規模マンションへの入居も始まり、新たに移り住んでくる住民層とのつながりや協力をどう進めていくかが課題である。

「助けられ上手、助け上手な町、羽沢」のスローガンのもと、地域福祉保健計画、羽沢プロジェクトなどの住民活動が活発に取り組まれており、その結果として多くのサロン等や子どもの居場所が立ち上がった。区民意識調査においても、近所付き合いのしやすさ、定住意向などの向上が見られている。また介護事業所等にも理解が得られ、取り組みへの参加、協力が見られている。

課題としては、いまだ孤立している世帯は多くあり、つながり作りための多様な取り組みと継続が必要である。また、地域での子育てについての検討など、取り組みが広がる中、担い手の裾野をひろげ、みんなが自分事として進める地域づくりが必要である。身近なつながり作りから、具体的な見守りや支えあいの仕組みづくりへとすすめていくに当たっては、多様な主体、機関との連携、協働もより深めていく必要がある。

☐ 今後の方向性

地域の様々な課題にさらに取り組み、解決していくために、取り組みを、よりすそ野へと広げていくが必要になっていく。そのためには、身近なつながりや顔の見える関係づくりを進めつつ、担い手の発掘・育成、お互いさまに助け合える地域文化の啓発、ひいては、地域コミュニティそのものを醸成していくことが大切である。

また、それらに長期的、計画的に取り組むために、多様な課題を、丸ごと受け止め、多くの関係者とのネットワークを広げ、実効的な取り組みの推進母体を構築していくことも、大切だと考えている。さらに、コロナが5類へと変更になり、地域活動が活発になる中、取り組み方の工夫を積極的に取り入れ、新たな地域づくりの在り方も模索していく。

☐ 今年度の重点的な取組

新規
継続

—具体的な取組内容—

■	☐	1-4 社会資源の開拓・開発・支援	
		地域の拠点で開催している活動に出向き、参加者や担い手などと顔の見える関係を構築し、さまざまな課題や情報などの把握に努める。把握した情報は地区社協と共有し、年度末に開催するサロン・ミニデイ・親子の居場所連絡会で地域の中でのふれあい活動の充実、担い手同士の顔の見える関係づくり、情報交換をおこなうことで、交流拠点の機能強化とサポートを目指す。	
	☒	1-4 社会資源の開拓・開発・支援	
		区と連携し、元気づくりステーションの継続的な支援や体力測定の担い手の育成、また、地域に出向き介護予防普及啓発事業やフレイル予防を周知し、地域の高齢者が介護予防に主体的に取り組みが出来るよう支援する。	
	☒	2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
		隣地区の菅田地域ケアプラザと共催で、隔月でケアマネカフェを開催し、地域のケアマネジャー同士の横のつながりを図る。定期的に事例検討や、外部講師を招いての研修を行い、スキルアップを図る。最新の福祉用具情報は外部講師を予定。また各ケアマネジャーの事業所が事例を順番に提供し、事例検討を行う。	
	☒	2-2 権利擁護業務	
		ライフデザインノートの書き方講座を行い、ノートの活用のきっかけを作り、「最後まで自分らしく生きる」ことに対する意識や具体的な行動への啓発につなげたい。	
	☐		
	☐		

◆ 事業報告・事業実績評価

□ 振り返り

【各項目の振り返り】

【1-4】

・包括と協力しながら、高齢者のサロンや親子の居場所等地域の多様な方々が集まる拠点に出向き、情報交換や課題の把握など行うことができた。これら収集した情報をもとに、サロン等拠点を中心に地域の中でふれあい活動を充実させるよう、サロン等の拠点の機能強化とサポートに務めていきたい。

【1-4】

区と連携し、元気づくりステーションの継続的な支援や体力測定の担い手を新たに一人育成、また、地域のサロンや福祉まつりなどに出向き介護予防普及啓発事業やフレイル予防のリーフレットを配布し周知した。地域の高齢者が健康意識を持ち、介護予防に主体的に取り組みが出来るよう支援した。

【2-2】

9/11に、神奈川区年金組合向けに書き方講座を区社会福祉士連絡会の代表の1名として参加し実施。10/31神奈川県区役所・区社協・区社会福祉士連絡会共催で、「落語で学ぶ終活の知恵」の企画準備に携わり、実施。「落語」という親しみやすい媒体を活用してライフデザインノートや終活についての普及啓発が行えたことで、より身近に捉えて頂けたのではないかと考える。2/20には、神奈川図書館でも書き方講座を実施予定。今後、打合せ等を進めていく。

【2-3】

10～15名が参加。福祉の大学院に通う地域のケアマネによる「介護支援専門員の役割の考察」の研究発表、インフォーマルサービスを行う地域団体を招いての説明会、事例検討、サービス事業所（訪問看護・小規模多機能）の情報共有を行った。ケアマネジメントの実践や地域資源の情報共有が行えた。福祉用具情報は年度内に実施していく予定。

【全体を通して】

コロナの5類移行後、「あおぞら昼食会」「星空ビアガーデン」などの行事が再開したこともあり、様々な拠点に出向き、地域の方の声を直接聞くことができた。そのことが、効率的な相談業務や地域ケア会議の開催につながる等、特養包括としての業務の遂行に有効であった。

ネットワークの構築・支援において、昨年トライアル実施した宮向団地の移動支援が、自治会やボランティアさんとともに活動が軌道に乗り、月1回の頻度で実施している。今後も地域の実情に合わせ、各機関と連携しながら、地域づくりを行っていく。

□ 区からのコメント

今年度から再開したイベント（あおぞら昼食会や星空ビアガーデン）や、高齢者のサロン・親子の居場所など、多様な方々が集まる拠点での情報交換や課題の把握を通じて、地域全体のニーズをとらえることができていると思います。多くの地域活動で担い手不足が問題とされる中、新たな担い手の育成をされ、ボランティアの方との交流・連携にも努めていただきました。そのようなバックアップがあると新たに活動を始める方はとても安心すると思います。

ケアマネカフェやケアマネサロンにより、地域のケアマネジャーやサービス事業所との連携がしっかりと行われていることが伝わります。

宮向団地の移動支援のトライアル実施が成功し、自治会やボランティアとの連携が軌道に乗っている点も素晴らしいです。

全体として、地域の多様なニーズに応え、連携を強化しながら、住民どうしの支え合い意識の向上や介護予防の普及に努めている姿勢を評価します。

今年度は、地域福祉保健計画の策定を進める年でしたが、その場面においても、地域の皆様と一緒に取組んでいく姿勢が前面に出ており、多くの方に伝わったのではないかと思います。

これからもこのような素晴らしい活動を期待しています。

令和6年度地域包括支援センター若竹苑事業計画書・報告書(施設運営、介護保険事業)

1 施設の適切な運営について

	公正・中立性の確保について	コンプライアンスへの対応について (事故防止、個人情報保護等)
取組計画	・相談時の事業所の紹介にあたっては、必ず事業所の一覧表を提示したうえで、ご利用者が主体的に事業所の選択ができるよう、情報提供を行います。	・個人情報に係る研修を全職員へ行います。 ・毎月の職員会議に置いて、市内事故状況を共有し、必要があれば予防策を講じます。
実績	居宅介護支援事業所等の紹介にあたっては、ホームページ等の一覧表を提示し、事業所の特徴などをお伝えしながら、ご利用者が主体的に選択できるように情報提供を行った。	・個人情報に係る研修を全職員に実施している。 ・定期的な職員会議において、市内事故状況を共有している。また自己チェックリストを用いて意識づけを行っている。

2 指定介護予防支援事業、居宅介護支援事業

	指定介護予防支援事業 第1号介護予防支援事業	居宅介護支援事業
目標	ご本人が目標を理解したうえで、その達成のために必要なサービスを自主的に利用して目標の達成に取り組んでいけるよう計画を作成し実行していく。	
利用料金	【サービスに係る費用】 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示第百二十九号)及び横浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱に基づく金額 【その他料金】なし	【サービスに係る費用】 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示第二十号)に基づく金額 【その他料金】
職員体制	管理者:常勤兼務 看護師1名 主任介護支援専門員:常勤兼務1名 社会福祉士:常勤兼務1名	
契約者数	122名(うち直営2)	

3 通所系サービス事業

	通所介護・第1号通所介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	地域密着型通所介護
目標			
実施体制	【実施日数】 【提供時間】 【定員】	【実施日数】 【提供時間】 【定員】	【実施日数】 【提供時間】 【定員】
利用料金	【サービスに係る費用】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示第十九号)及び横浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づく金額 【その他料金】	【サービスに係る費用】 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示第百二十六号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示第百二十八号)に基づく金額 【その他料金】	【サービスに係る費用】 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示第百二十六号)に基づく金額 【その他料金】
職員体制			
契約者数等	【延べ利用者数】 【契約者数】	【延べ利用者数】 【契約者数】	【延べ利用者数】 【契約者数】

[illegible]